

令和4年度諮問（情）第7号
令和5年度諮問（情）第4号
令和5年度諮問（情）第5号
令和5年度諮問（情）第6号
令和5年度諮問（情）第7号
令和5年度諮問（情）第8号
令和5年度諮問（情）第9号
令和5年度諮問（情）第10号
答申（情）第124号

「「県がX会Y支部に働きかけるに当たらない。」との回答の根拠となる法、条例、規則、社会に存在する情報が記載された文書の公文書非開示決定ほか7件に係る審査請求に対する裁決」についての答申

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件各処分は、いずれも妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり8件の公文書開示請求を行った。

(1) 開示請求1

令和4(2022)年3月17日付けで、「県がX会Y支部（以下「X会Y支部」という。）に働きかけるに当たらない。」との回答の根拠となる法、条例、規則、社会に存在する情報などの何らかの公文書を求める公文書開示請求（以下「開示請求1」という。）を行った。

(2) 開示請求2、開示請求3及び開示請求4

令和4(2022)年4月21日付けで、以下の3件の公文書開示請求を行った。
ア Z会（以下「Z会」という。）の規約を求める公文書開示請求（以下「開示請求2」という。）

イ X会Y支部の役職にあることを県として是認し得ないような事実は確認できなかったとの判断が正当であり、妥当であり、違法性がないことの根拠となるもので、令和〇(〇〇)年〇月〇日付け都整第〇〇号で部分開示した文書とは別の何らかの公文書を求める公文書開示請求（以下「開示請求3」という。）

ウ 令和〇(〇〇)年〇月〇日付け都整第〇〇号で部分開示した以外の公文書で、判断が正当であり、違法性がないとの判断となる根拠が記録された公文書を求める公文書開示請求（以下「開示請求4」という。）

(3) 開示請求5及び開示請求6

令和4(2022)年4月25日付けで、以下の2件の公文書開示請求を行った。
ア X会Y支部の役職にあることを県として是認し得ないような事実は確認できなかったとの判断の根拠となる公文書を求める公文書開示請求（以下「開示請求5」という。）

イ X会本部（以下「X会本部」という。）が解散し、各支部が独立して活動することが決議されたX会本部の総会議案書、総会出張報告書及び復命書が記録された公文書並びに役員会の出張報告書及び復命書が記録された公文書を求める公文書開示請求（以下「開示請求6」という。）

(4) 開示請求7及び開示請求8

令和4(2022)年5月12日付けで、以下の2件の公文書開示請求を行った。
ア 県顧問弁護士の「県がX会の支部に対してA氏の人となり等を調査することは、その手法も権限も必要ない」との助言を都市整備課が適切であり、妥当であり、違法性がないと判断した根拠論理が記録された公文書を求める公文書開示請求（以下「開示請求7」という。）

イ 都市整備課が審査請求人の質問書に対する回答に関して、県顧問弁護士から「回答文書は、仮に県が苦情要望者に訴訟等になった場合も耐えられるように」と受けた校正の助言を、都市整備課が適切であり、妥当であり、適法であると判断した根拠論理が記録された公文書を求める公文書開示請求（以下「開示請求8」という。）

2 実施機関の処分

実施機関は、開示請求1から開示請求8までに対して、それぞれ次の処分を行った。

(1) 開示請求1に対する処分

対象公文書が存在しないことを理由として、令和4(2022)年3月30日付けで公文書非開示決定（以下「処分1」という。）を行った。

(2) 開示請求2、開示請求3及び開示請求4に対する処分

いずれも対象公文書が存在しないことを理由として、令和4(2022)年5月6日付けでそれぞれ公文書非開示決定（以下開示請求2に対する処分を「処分2」、開示請求3に対する処分を「処分3」、開示請求4に対する処分を「処分4」という。）を行った。

(3) 開示請求5及び開示請求6に対する処分

いずれも対象公文書が存在しないことを理由として、令和4(2022)年5月9日付けでそれぞれ公文書非開示決定（以下開示請求5に対する処分を「処分5」、開示請求6に対する処分を「処分6」という。）を行った。

(4) 開示請求7及び開示請求8に対する処分

いずれも対象公文書が存在しないことを理由として、令和4(2022)年5月26日付けでそれぞれ公文書非開示決定（以下開示請求7に対する処分を「処分7」、開示請求8に対する処分を「処分8」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、処分1から処分8まで（以下「本件各処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し、それぞれ審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、処分1に係る審査請求については令和5(2023)年2月8日付けで、処分2から処分8までに係る審査請求については同年9月28日付けで、栃木県行政不服審査会(以下「審査会」という。)にそれぞれ諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消し、文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

別表「審査請求人の主張」欄のとおり

第4 実施機関の主張要旨

別表「実施機関の主張」欄のとおり

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

(1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

(2) 法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、(略)審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法」(総務省行政管理局)によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」とされており、本件各審査請求では、公文書開示請求に対して「非開示決定」を行った本件各処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件各処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件各処分の違法性又は不当性の判断に限られる。

(3) 審査会は、本件各処分について、(1)の基本的な考え方及び(2)の審査請求

の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 審議について

本件各審査請求は、審査請求人が同一であるため、審査会は、これらをまとめて審議することとした。

3 処分1、処分3、処分4、処分5、処分7及び処分8について

(1) 対象公文書の特定について

審査請求人が開示請求1、開示請求3、開示請求4、開示請求5、開示請求7及び開示請求8で求めた公文書は、審査請求人の要望等に対する対応の判断の根拠となった公文書であると考えられる。

これに対して、実施機関が対象公文書を「審査請求人の要望等に対する対応の判断の根拠が記録された公文書」とあると判断したことに不合理な点はなく、審査請求人の求める文書と実施機関の解釈に相違点は認められないことから、実施機関の対象公文書の特定は、妥当である。

(2) 対象公文書の存否について

ア 審査請求人は、開示請求の対象公文書は栃木県文書等管理規則（平成13年栃木県規則第17号）第6条第2項に規定する「軽易な事案」に該当しないため、弁護士相談の記録以外にも公文書は存在する旨主張する。

イ 審査会において、弁護士相談の記録を確認したところ、審査請求人に対する対応の実質的内容が記載されており、その内容は、実施機関の審査請求人に対する実際の対応と一致するものであった。

また、審査請求人からの要望等の内容は、実施機関の業務に関するものであり、実施機関が栃木県文書等管理規則の「軽易な事案」に該当すると判断することは、十分あり得ると考えられる。

ウ 審査請求人に対する対応の実質的内容は弁護士相談の記録に記載されているため、改めて別の文書を作成する必要はないと考え、当該文書を作成していないとする実施機関の主張は、不自然ではない。

(3) まとめ

以上のことから、対象公文書が存在しないことを理由に公文書非開示決定を行った処分1、処分3、処分4、処分5、処分7及び処分8は、いずれも妥当であると認められる。

4 処分2について

(1) 対象公文書の特定について

審査請求人が開示請求2で求めた公文書は、Z会の規約である。

これに対して、実施機関も「Z会の規約」を対象公文書と判断しており、審

旨主張している。

イ 審査会が実施機関に同年度の役員会の開催状況を確認したところ、審査請求人が開示請求を行った令和〇(〇〇)年〇月の役員会は書面開催で実施されてきていることから、県職員の出張報告書及び復命書は存在しないことに不合理な点はない。

ウ 他方で、令和〇(〇〇)年度の総会の開催状況を確認したところ、開催された記録が実施機関において確認できないとのことである。

審査会において、令和〇(〇〇)年〇月に実施された役員会の資料を確認したところ、当該役員会の議案はX会本部の解散に関するものであり、「当会の解散については、総会決議に代えて、本役員会の決議をもって決定する」旨が可決されている。よって、X会本部の解散に係る総会は実施されていないと考えられ、対象公文書が存在しないことについて不合理な点はない。

(3) まとめ

以上のことから、対象公文書が存在しないことを理由に非開示決定を行った処分6は、妥当である。

6 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5(2023)年2月8日 令和5(2023)年9月28日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和6(2024)年10月25日 (第77回審査会第1部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第1回審議
令和6(2024)年11月22日 (第78回審査会第1部会)	・ 第2回審議

栃木県行政不服審査会第1部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
塚 本 純	宇都宮大学名誉教授	部会長
藤 田 昌 子	人権擁護委員	
美野輪 茂	元栃木県理事兼美術館長	部会長職務代理者
和 地 郁 枝	弁護士	

(五十音順)

別表

	審査請求人の主張	実施機関の主張
処分1 処分3 処分4 処分5 処分7 処分8	開示請求の対象公文書は文書を作成しなくて良いとする「軽易な事案」には該当せず、職員は根拠を持たない判断はしないため、公文書は存在するはずである。	弁護士相談の結果を受けて、その内容を県としての決定事項とする旨課内で決定したため、該当公文書は存在しない。なお、弁護士相談の記録は既に開示している。
処分2	Z会は、法律により設立された〇〇公園緑の相談所であり、県は公文書として規約を保有しているはずである。	Z会は民間団体であり、規約は当該団体が作成している。また、県は規約の提供を受けていない。
処分6	総会、役員会が令和〇年度に2度開催されていると予想され、また、総会、役員会は、「軽易な事案」には該当しないため、出張報告書、復命書を作成しなければならない。よって、公文書は存在するはずである。	令和〇年度の総会は開催されておらず、役員会は書面開催とされたことから、該当公文書は保有していない。